

徳島市文化振興ビジョン策定のための市民会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、徳島市の文化施策の指針となる徳島市文化振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定にあたり、幅広く市民の意見を求めるため、徳島市文化振興ビジョン策定のための市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本市の文化行政における現状と課題の整理に関すること
- (2) ビジョンの策定に関すること
- (3) その他市民会議の目的を達成するため必要なこと

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内（以下「委員」とする。）をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体代表者等
- (3) 公募市民

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員の内から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。
- 3 会議において、円滑な議論を促進し、市民会議の設置目的を効率的に達するため、委員とは別にアドバイザーを置くことができる。なお、アドバイザーは、専門的な知識を有する者の中から市が指名する。

(解散)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、市民環境部文化振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。